

平成 28 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1、日 時：平成 28 年 8 月 22 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 50 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 2 階 大会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、赤井 雅美、吉兼 和彦、山根 保、西 美有希、山元 真紀、
澤田 順一、邨橋 雅広、久保田 ひろみ、内藤 弘子、森本 教恵、清水 光子、
黒石 美保子、若園 博輔、
- 4、事務局：こども未来部 内田部長
こども政策課 山課長、湯川課長補佐、山中主任、山本係員、津田係員
子育て支援課 三宅課長
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：1 名
- 6、議 案：1. 部会の審議経過報告について
2. 門真市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について
3. 答申書（案）について
4. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、また、大変お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席者数は、現在のところ委員 15 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日 1 名の方が傍聴に来られていますので、すでに会場に入っております。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：また本日につきましても、議事録を作成いたしますので、この会議は録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。また、本日の会議より、1 名、新たに委員に就任いただいている方がおられますので、ここでご紹介をさせていただきます。各委員の皆様におかれましては、お手元に参考資料 4 として、委員名簿をお配りしておりますので、合わせてご覧ください。本日からお越しいただいておりますのが、関係行政機関の職員として、大阪府中央子ども家庭センターからお越しいただいております委員につきまして、変更がございます。人事異動により新たに就任いただきました森本委員でございます。よろしくお願いたします。合わせまして、事務局職員につきましても、本日付の人事異動に伴いまして、変更がございますので、この場をお借りいたしまして、紹介と一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。はじめに、前任のこども未来部長でありました、河合でございます。

（河合部長挨拶）

次に、新たにこども未来部長に就任いたしました内田でございます。

（内田部長 挨拶）

ここで、河合につきましては、公務の都合により退席させていただきます。それではこれ以降は、会議の進行につきまして、委員長に一任させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長：皆様、改めましてこんにちは。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題1 部会の審議経過報告について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題1についてご説明いたします。まず、資料1をお願いします。議題1につきましては、7月1日に開催いたしました、門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会での審議経過について、ご説明させていただきます。資料1につきましては、部会での審議内容、委員からの主な意見及び審議結果についてまとめております。まず、部会の方で審議いたしました、【議題1】門真市の待機児童解消策についてでございます。

審議内容といたしましては、「27年度の利用状況」及び「28年4月1日の待機児童数」、また「既存事業者への今後の意向調査結果」等の報告としております。具体的な数字については、後ほど説明いたしますが、今年の4月～5月に行った既存事業者への今後の意向調査の結果では、0歳児の定員に大幅に不足が出る見込みとなったことから、委員からのご意見として、0歳児の定員は1歳児からの振り分けも可能であることから、再度、既存事業者の意向を確認した上での確保の可能性を探るべきではないかというご意見をいただいております。それを踏まえまして、事務局より再度調査を行うこと、またその結果でもなお不足が生じる状況であれば、新規募集を検討する方向での審議を行いました。これらの点に関しまして、具体的な状況を資料2にお示ししておりますので資料2をご覧ください。

資料2の上部に、門真市の待機児童の現状について記載しております。門真市におきましてはこれまで、例年、年度途中では待機児童が発生するものの、年度当初の4月1日時点では過去13年間、待機児童はゼロで推移しております。しかしながら、新制度開始後には利用者が増加しており、3つ目の項目に記載しておりますが、今年の4月1日には、13年ぶりに33人の待機児童が発生している状況でございます。また、年度途中の数字ですと、その上の27年10月1日時点において、148人の待機児童が発生しており、府内で比較しましても、政令市・中核市を除く市町村の中で3番目に多く、こちらも過去12年間で最大人数となっております。また、年間で最も増える年度末でみましても、参考値として記載しております27年度末においては、242人発生しており、例年200人に満たない数で推移してきたことを考えますと、大幅に増加している状態でございます。また、下の表には実際の利用状況を示しております。

まず、一番左のAとしております、「計画見込み数」には、計画における31年度時点での保育の利用見込数を記載しております。その右側には平成27年度1年間の利用実績数を記載しておりますが、こちらの数は、下の※1に記載しておりますとおり、国への報告等を行っていない数値であるため、便宜的に、28年3月1日時点の利用者数と待機児童数を合計した概算の数値であるため、実際の数と若干の誤差が生じる可能性がございますので補足させていただきます。こちらが、3歳～5歳の2号が1,226人、3号が、0歳306人、1・2歳805人の計1,111人、2、3号合計で2,337人となっております。そして、その右側には、計画見込数と利用実績数の差を記載しておりますが、こちらをご覧くださいればわかりますとおり、計画の見込数よりも、特に3号定員に関して、27年度時点の利用実績数の方が上回っている状態であるため、

今後の保育定員の拡充を行うに当たっては、一定、利用実績数をもとに定員の確保について考えていく必要がございます。このように、新制度の開始に伴い、計画において想定していたよりも利用希望が増加したことで、過去最大の待機児童が発生している異例の状態であることから、早急な待機児童対策が求められている現状となっております。

その横の「確保予定数」につきましては、現在の保育定員数及び再調査後の拡充数を反映した、今後の確保予定数を記載しております。「拡充予定数（H28～31年度）」に、既存施設による拡充数と既存事業者の新規施設開設による拡充数を合わせた既存事業者による拡充数と、28年度4月1日時点の保育定員数を足した数を、網掛け部分の、31年度時点確保予定数に記載しております。2・3号合計で2,574人分の定員が31年度中に確保される見込みとなっております。この数字を、先ほどの利用実績数等と比較した数を、「過不足数」の部分に記載しております。それぞれ計画との比較、実績との比較をしておりますが、どちらの数値におきましても、2号、3号それぞれで見ると、不足は出ていないものの、3号の内訳を見ると、どちらも0歳に不足が生じております。特に利用実績数と比べた場合の0歳の不足数については、35人分の不足が生じる見込みとなっておりますことから、待機が発生している0歳から2歳の低年齢児の定員確保を中心とした新規事業者の募集検討を含めた早期の待機解消を進めてまいりたいと考えております。続きまして、資料1に戻っていただきまして、部会での【議題2】の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正について、ご説明いたします。参考資料1に詳しく記載しておりますが、この場では資料1により概要をご説明いたします。

この度の改正は、全国的な保育士不足の解消などに向けて、国の省令が改正されたことに伴い、検討を行うものでございます。国の改正点といたしましては、職員配置基準について3点、設備基準について1点、計4点の改正点がございまして、この4点について部会にお諮りいたしました。

まず1点目ですが、これまでどの時間帯においても、配置基準上、必要な保育士の数が1名となる時間帯であっても、最低2名の保育士配置が必要となっておりますが、今回の改正により、朝夕等の児童が少数となる時間帯においては、必要な保育士2名のうち1名は、保育士と同等の知識や経験を有する者の配置を可能とするものでございます。この改正点につきましては、現状実施している園において活用を希望されている状況もございますので、部会においても、国の基準どおりに市の条例を改正することとしております。

次に2ページ目に移りまして、2点目ですが、11時間開所をしている保育所において、保育士1人当たり最長8時間労働としていること等により、ローテーションを組む上で、追加配置が必要な保育士について、先ほどと同様に保育士と同等の知識や経験を有する者の配置を可能とするものでございます。この改正点につきましても、同様に国の基準どおりに市の条例を改正することとしております。

次に、3点目の幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなす、という点でございますが、この点に関しましては、厚生労働省の通知におきまして、「幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。」と、されておりますことから、0～2歳児のみを対象とする小規模保育事業等におきましては、これらの者を活用することが、保育の質の低下を招くおそれもあることや、実態として、現時点では事業者からの活用の希望がなく、基準を改正することにより、待機解消が直ち

に進むとは考えにくいことから、この点につきましては、本市の実情を踏まえまして、今回は改正を行わないこととしております。部会でのご意見としましても、3～5歳の利用がある保育所・認定こども園では、活用の可能性があるが、0～2歳を対象とする小規模保育事業等であれば必要なく、もし将来的に小規模保育事業等でも3歳児以上の受け入れをするのであればその時に検討すればよいのではないかと、とのご意見をいただきましたが、この点についても、改正を行わないという事務局案で進めさせていただくこととなっております。

つづいて4点目ですが、この点につきましては、保育士確保ではなく、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、改正を検討するものでございます。内容につきましては、屋内階段を避難設備として設置する場合、屋内の保育室等と階段室との間に屋内の煙等が充満しないよう設置する付室という一定のスペースの設置が必要となっておりますが、その付室の規定について改正がなされております。この点につきましても、特にご意見はございませんでしたので、事務局案で進めることとなりました。議題1についての説明は以上でございます。

委員長：ただいま事務局より、議題1についての説明がありました。確認ですが、この議題では、7月1日に開催された、第1回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会での審議結果について報告がありました。議題の1点目、待機児童解消策については、今年度4月から5月に実施した既存事業者への意向調査の結果、将来的に0歳の定員に不足が生じる見込みとなった事が部会で報告されました。それに対して、この結果を既存事業者に示し、再度、定員拡充について意向を確認すべきであると、委員の方から意見があったことから、再度、各既存事業者へ確認をしたところ、一定の拡充数の増加はあったものの、なお不足が生じる見込みとなったことから、改めて、小規模保育事業の新設を中心とした、新規事業者の募集を含めて、保育定員の拡充策について検討を進めていくとのことでした。

また議題の2点目、家庭的保育事業等の基準改正については、児童が少数となる時間帯や、保育の実施にあたり必要となる保育士の配置及び設備基準については、国の基準どおり市の条例についても改正を行いますが、幼稚園教諭等の活用については、0歳から2歳を保育する小規模保育事業等において、3歳以上を保育することが望ましいとされている幼稚園教諭や小学校教諭の活用は適さないとし、改正を行わないとのことでした。2点について、確認させていただきましたが、ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

郵橋委員：私も会議にも出ていましたので、異論ではないのですが、基本的には元の基準を是非、守れるような形での進め方がより望ましいと思います。基準を緩和することにより、保育の質が低下する状況をどんどん認めていくということにならない様にだけ、行政的な対応の方を是非お願いしたいなと思います。

委員長：議題2の改正についてということですね。

郵橋委員：いえ、基準についてです。やはり基本、保育士が長時間子どもを保育すること、幼稚園教諭は、生活の部分というよりも、どういう風な形の保育というところに比重がありますので、そこをうまくバランスを取れるようにしていくのが本来だと思います。そういう意味では、小学校の先生が入ってくると、やはり考え方が違いますので、その辺りのことを考えると、本来の基準でできるだけ運営していったら、もともと持っているその施設のポテンシャルを引き出せるような形の方がより望ましいと思うので、指導上このような形にはなっていますが、行政の方でぜひその辺りを意識していただいた方が良くと思うだけです。これはもう、条例改正につ

いてではなく、是非、お願いしたいなと思います。

委員長：ありがとうございました。郵橋委員にも、部会の中で同じような意見をいただいて、それを反映させたということですが、念のために、参考までに申し添えたいということでございます。それでは他にいかがでしょうか。

内藤委員：このお話は、保育士不足が原因でしょうか。

委員長：内藤委員のご質問に対して、事務局お願いいたします。

事務局：国が省令を示した背景といたしましては、保育士不足に対する当面の対応ということでございますので、保育士不足に対する措置というのが、基本でございます。

内藤委員：保育士さんが十分に来ていただけるのであれば、こういうことをする必要はないわけですよね。なので、保育士さんの就業環境や意欲など、そういうものを改善することで、郵橋委員のおっしゃることを実現できるということだと思いますので、方向性としては、そちらの方ではないかなと思うので、同じ意見ですが、よろしくをお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。他、いかがでしょうか。他にご意見がないようですので、次の議題に移らせていただきます。それでは、「議題2 門真市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題2についてご説明いたします。この会議におきましては、「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理を行うこととされており、平成27年3月の策定から、1年が経過いたしましたので、計画に掲げる各施策について実施状況調査を行い、その結果として、取組内容や評価、今後の方向性などについて、資料3及び資料4にまとめさせていただいております。各事業の詳細内容につきましては、参考資料2に記載しておりますが、この内容をまとめたものが資料3となっておりますので、資料3に沿って、ご説明いたします。

1 ページ目の「目的」といたしましては、先ほどご説明いたしましたように、計画の進行管理を行うにあたって、この会議において、各施策の実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、施策の充実、見直しなどをご審議いただくことで、各事業の推進を図るものとなっております。また、「時期」といたしましては、年度初めに各事業について実施状況の調査を行い、各年度の子ども・子育て会議にて、その結果をご報告させていただき、ご審議いただく予定としております。そして審議後、市ホームページにおいて、進捗状況について公開させていただくこととしております。

2 ページをご覧ください。こちらには計画に掲げる施策の体系図を記載しておりますが、この資料3においては、一番右の基本施策、15 施策ございますが、この基本施策ごとに、各事業の27年度の実施状況についてまとめたものを、3 ページ以降に記載しております。施策ごとの構成ですが、まず「1 計画」については、計画書に記載している施策の方向性について記載し、「2 実施」については、27年度に実施した主な取組を記載しております。そして「3 評価・改善」については、実施した取組の内容、評価や課題、改善点・今後の方向性などを記載しております。

では、各基本施策について、「3 評価・改善」の欄を中心にご説明いたします。まず3ページの「(1) 基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」の「基本施策1 幼児期の教育・保育の提供」といたしましては、「総合的な幼児教育・保育の提供」として、公立保育所・幼稚園における就学前教育・保育の充実が図られるよう、園長会等の各職

員の交流の場において、施設間の連携の強化に努めるとともに、公立保育所等においては、園庭開放や絵本の読み聞かせを通して、子育てについて相談できる場、親同士、子ども同士が交流できる場の提供を行うことで、相談機能の充実、強化に努めました。認定こども園の普及といたしましては、施設整備について補助金を交付する事で、認定こども園への移行を促進するとともに、公立の認定こども園の整備に向けた取組を進めました。今後に関しましては、さらなる就学前教育・保育の充実に向け、各施設間の連携強化及び研修会等による教職員の意識、指導力の向上に取り組むとともに、公私立問わず認定こども園の普及促進を進めてまいります。次に、「基本施策2 就学前教育・保育施設及び小学校間の連携」といたしましては、合同研修会等を実施することで、公立幼稚園、保育所や私立幼稚園、保育所等との連携を深めるとともに、幼稚園、小学校、中学校の教員が出席する連携会議を開催し、就学前から中学校卒業までの一貫した教育のあり方について研究を行う事で、幼稚園、保育所、認定こども園等と、小学校等との連携強化を図りました。また、(仮称)就学前教育・保育共通カリキュラムの作成に向け、幼児教育振興検討委員会等において検討を行いました。今後につきましても、引き続き本市としての「めざす子ども像」や理念を検討し、(仮称)就学前教育・保育共通カリキュラムの作成に取り組むとともに、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び中学校間での交流の機会を通して連携を強化することで、子どもの途切れない育ち、学びの確保に努めてまいります。

続きまして、「基本施策3 子どもの教育環境の充実」といたしましては、小学校5・6年生及び中学校1年生において35人学級を実施し、授業改善やきめ細やかな生徒指導につなげる取組を行っております。また中学生英語プレゼンテーションコンテスト及び中学生海外派遣研修を実施する「めざせ世界へはばたけ事業」を実施することで、「グローバル」な人材の育成に努めました。また、不登校対策学生フレンドや門真市適応指導教室「かがやき」、子ども悩み相談サポートチームを活用し、いじめや不登校児童・生徒対策の推進を図っております。今後につきましても、教育環境の充実を図るとともに、子どもの悩みや不安の解消につながる教育内容や指導、相談体制の充実にも努めることとしております。

次に、「基本施策4 放課後の子どもの居場所づくり」といたしましては、市内の全小学校において放課後児童クラブを実施しており、待機児童対策として、一部の児童クラブにおいては受け入れ人数の拡充を行いました。また、一部の小学校・中学校においてはまなび舎Kids事業、まなび舎Youth事業として、放課後において自習室を開設するとともに、かどま土曜自学自習室サタスタ事業においては、全小・中学校で児童及び生徒に学習機会の場を提供することで、学習習慣の定着と学力の向上を図りました。放課後児童クラブにつきましては、今後についても引き続き、利用ニーズに対応するため、受け入れ拡大の検討を行い、待機児童対策を行うとともに、まなび舎Kids・Youth事業及びサタスタ事業については、安定した人材確保に努めながら継続的に事業を実施してまいります。

次に、「基本施策5 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援」といたしましては、乳幼児健診等を通じた発達相談やこども発達支援センターにおける相談・助言を行い、必要に応じて各関係機関やサービスへとつなげることで、障がいの早期発見に向けた体制の確保に努めました。また、障がい児保育を実施する私立保育所等に対し補助金を交付するとともに、臨床心理士による各施設等への巡回支援を通して、職員や保護者に対し、発達障がいの早期発見

や早期療育の重要性等について助言、指導を行いました。今後については、庁内外の関係機関との連携により、個々の状況に応じた総合的な支援を提供できるネットワーク体制を構築することで、児童や保護者が地域で安心して生活できる環境を整えるとともに、支援が必要な場合の早期発見・早期対応が可能となる体制づくりに努めてまいります。

続きまして、「基本施策6 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり」といたしましては、通学路の交通安全対策等の課題を踏まえながら、交通安全対策の一環として道路交通安全施設の設置及び改良等を実施しております。また小学生を対象とした、交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ講習会や、公立幼稚園、保育所においても交通安全教室を実施することで、子ども達の交通ルールやマナーに対する意識の向上に努めました。今後については引き続き、交通環境、公園等の整備や、子どもの安全に係る啓発活動を通して、子どもを事故から守る環境づくりに努めてまいります。

次に、11 ページ「(2) 基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」の「基本施策1 多様な子育て支援サービスの環境整備」といたしましては、市のポータルサイト「すくすくかどまっ子ナビ」において子育て支援に関する情報提供を行うとともに、市の相談窓口において相談支援を行う利用者支援事業を27年度より開始いたしました。また、こんにちは赤ちゃん訪問事業の場においても相談、助言、情報提供を行う事で、子育て支援サービスの周知や各種サービスの円滑な利用に向けた支援につなげてまいりました。その他の子育て支援サービスといたしましては、子育て中の親子が気軽に集える場として地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業や病児保育事業については、各事業を実施する事業者への補助の補助を実施し、各事業の充実に努めてまいりました。今後につきましても引き続き、多様なニーズに対応する子育て支援サービスの提供、充実に努めるとともに、支援を必要とする人が様々なサービスの中から適切なサービスを利用できるよう、支援に努めてまいります。

続きまして、「基本施策2 母子保健・医療の充実」といたしましては、妊婦健康診査の健診費用の一部公費負担行い、受診の促進を図るとともに、各種教室、保護者同士の交流の場の提供や、乳幼児健康診査、予防接種、各種訪問活動等を行い、それぞれの場において育児相談等を実施することで、育児中の不安解消に努めてまいりました。また、保健福祉センター診療所において休日の小児応急診療を実施し、小児医療・救急体制の充実に努めてまいりました。今後については、全ての事業において、より多くの方の利用を促すため、実施体制の検討や、周知啓発に努めてまいります。

次に、「基本施策3 子育ての悩みや不安への対応」といたしましては、こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査の場を通して、育児不安などに関する相談、助言、子育て支援サービスの情報提供を行ってまいりました。発育・発達等のつまずきや遅れを持つ乳幼児やその保護者を対象に集団保育を行う育児サポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業の場においても、育児に対する助言や指導を行うとともに、子育て中の親子の交流の場の提供も行うことで、子育てにかかる不安の軽減に努めてまいりました。今後につきましても引き続き、各事業の場において、子育てについての相談や情報提供を行うとともに、親子同士の交流の場を設けることで、子育ての孤立防止に取り組んでまいります。

次に、「基本施策4 子育て家庭への経済的支援」といたしましては、中学校卒業までの児童

を養育している方を対象に児童手当の支給を行うとともに、医療費の一部を助成することも医療費助成事業を実施しております。こども医療費助成については、平成27年10月から、通院は小学校3年生末から小学校6年生末まで、入院は小学校6年生末から中学校3年生末までに年齢拡大を行いました。今後についても引き続き、各種経済的支援を継続的に行うことで、子どもの福祉の増進及び学ぶ機会の確保に努めてまいります。

「基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進」といたしましては、母子・父子自立支援員による相談支援を実施し、悩みや課題解決に努めるとともに、ひとり親家庭の就労支援促進の充実に向け事業の要綱を策定、またハローワーク等と連携しながら、情報提供に努めることで、相談体制の確立及び就労支援の充実を図ってまいりました。また、経済的支援として、児童扶養手当の支給とともに、ひとり親家庭医療費として、医療費の一部助成も行ってまいりました。今後につきましては、「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の支援を実施してまいります。

次に、「基本施策6 子育てと仕事の両立のための環境整備」といたしましては、ワーク・ライフ・バランスの啓発として、女性サポートステーション WESS を開設し、セミナーの実施やリーフレット等の情報提供による啓発や、求職中の女性に対する就労相談事業や自己啓発セミナーを通じた女性の就職・再就職やキャリアアップのサポートを行いました。さらに、父親の育児参加の推進として、父親が参加しやすいよう、日曜日にサンデーママパパ教室を開催し、積極的な育児参加への意欲の向上を図りました。今後につきましては、ワーク・ライフ・バランスについて、あらゆる世代に理解を深めていただくため、引き続き啓発を行うとともに、再就職の支援として、魅力あるセミナーやイベントの実施に努めてまいります。また、父親の育児参加の推進のため、父親が参加しやすいよう配慮しながら、各種教室等の実施を継続いたします。

続きまして、19 ページ「(3) 基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり」の「基本施策1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり」といたしまして、防犯カメラの設置や防犯灯LED化への補助を行い、子どもたちを街頭犯罪から守る環境づくりを進めました。今後につきましては、防犯啓発活動を継続して行うとともに、地域での見守りへの新たな協力者の拡充を図りながら、地域全体で行う防犯対策を推進してまいります。

次に、「基本施策2 児童虐待への対応」といたしましては、家庭児童相談センターにおいて家庭児童相談事業を実施するとともに、児童虐待のおそれや育児不安などにより、養育支援が特に必要と判断された家庭に対して助言指導を行う養育支援訪問事業を実施してまいりました。また、児童虐待防止をはじめ、子どもの育ちを地域全体で見守り支援できるよう、各関係機関や団体と連携し、ネットワーク会議を開催することで、多角的に支援の在り方を検討することができました。今後におきましては、引き続き、関係機関と連携を取りながら、適切な支援の提供を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応のため、地域で見守るネットワークの強化に努めてまいります。最後に、「基本施策3 地域で支える子育て支援」といたしましては、なかよし広場において、園や育児サークルと協働で育児プログラムを実施するとともに、地域子育て支援担当保育士等が、地域会議と協働で事業を実施することで、自主的に地域子育て支援活動が実施できる担い手の育成に努めました。また、公立保育所や地域子育て支援センターにおいては、高齢者ふれあいセンターなどで、ミニあおぞら保育を行い、同センター利用者と子

育て中の親子が交流できる育児プログラムを実施することで、高齢者と子育て中の親子の世代間交流を促進することができました。今後につきましては、引き続き、地域において活動するボランティア等の支援を行うとともに、自主的に地域子育て支援活動が実施できる担い手の育成や様々な世代間交流の促進を通じて、地域での子育て支援の充実に努めてまいります。

資料3の説明としましては、以上となりますが、続きまして、資料4の説明に移らせていただきます。資料4に関しましては、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の27年度及び28年度4月から6月における実施状況について、具体的な実績値と今後の方向性をお示ししたものです。

はじめに、「1 幼児期の教育・保育」についてでございます。実施状況につきましては、27年度は3/1、28年度は6/1時点の状況をお示ししております。1号につきましては、1号認定数と就園奨励費の申請者数の合計を記載しておりまして、実際の利用より、確保数が上回っておりますので、不足は生じておりません。一方、2・3号認定においては、確保数を上回る利用があり、先ほどご説明したとおり、例年より多くの待機児童が発生している状況でございます。そのため、今後の方向性といたしましては、議題1でご報告いたしましたとおり、待機児童の解消に向け、既存事業者による定員拡充に加え、新規事業者の参入も視野に入れて、定員拡充を進めていきたいと考えております。

次に、「2 利用支援事業」についてでございます。計画の確保方策の数といたしましては、2箇所としておりますが、現在は市役所の窓口において実施している1箇所となっております。今後の方向性としては、この市の窓口での1箇所に加え、より多様なニーズに対応するため、地域の関係機関と連携しながら行う利用支援についても、今後検討してまいりたいと考えております。また、保健師等の専門性を活かし、妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目ない支援を行う、母子保健型とされる利用者支援につきましても、今後、実施を検討してまいります。

次に、「3 地域子育て支援拠点事業」でございます。現在は市内2箇所において実施しており、27年度の年間延べ利用人数としましては、17,565人となっております。28年度につきましても、4月から6月の数から、年間を通した利用人数を算定いたしますと、16,316人となり、概ね27年度の数に近くなると予想されます。見込み数と比べますと、利用人数は大幅に増加しておりますが、現在の施設での受け入れが可能ですので、今後の方向性といたしましては、引き続き、育児プログラムの内容や回数を充実させることで、施設の利用促進を図ってまいります。

次に「妊婦健康診査」についてでございます。現在の実施体制といたしましては、確保方策に記載している内容と同じ内容で検診を受けることができる体制を確保しております。今後については、引き続き、妊娠届出時の保健師全数面接を確実にを行うことで、適切な妊婦健康診査の受診がなされるよう努めることとしております。

次に、「5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」についてでございます。実施体制といたしましては、11人の訪問員により対象家庭への訪問を実施しており、委託先としては、確保方策と同様となっております。27年度の利用状況としましては、対象者828人中、訪問しお会いできたのが741人となっております。今後も、対象となる全家庭への訪問を実施する中で、相談や情報提供を行うことで、子育ての孤立化を防止してまいります。

次に、「6 養育支援訪問事業」についてでございます。実施体制としましては、約9人で訪問

を行っており、27年度は量の見込みを6人としているところ、9人の利用がありました。また、28年度については、6月までで、4人となっております。この事業につきましては、支援方策等が多岐にわたるため、多様な相談ニーズに対応するため、実施方法を検討するとともに、今後も引き続き、支援が必要な家庭に対して、養育者の育児不安軽減のための助言指導等の支援を実施いたします。

次に、「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」についてでございます。この事業につきましては、現在、実施していないため、利用実績としての数はなく、相談件数についても少ないことから、事業実施には至っておりませんが、今後につきましては、利用ニーズを見極めながら、引き続き、必要性について検討してまいります。

次に、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」についてでございます。27年度の利用状況といたしましては、790人となっております、概ね見込み数及び確保方策と同程度の利用となっております。28年度に関しましては4月から6月までで219人となっております、ここから、年間を通じた数を単純に算定いたしますと、876人の利用が予想されます。27年度に実施した、「すくすくかどまっ子応援券」の利用補助により増加した依頼ニーズに対応する必要があるため、今後につきましては事業を周知し、協力会員の増員を図ってまいります。

次に、「9 一時預かり事業」についてでございます。まず、幼稚園、保育所と分けて記載しておりますが、幼稚園としては、※1に記載しておりますとおり、私学助成の私立幼稚園による預かり保育及び、幼稚園の在園児を対象とした、一時預かり（幼稚園型）の利用人数の合計としております。また保育所としては、※2のとおり、幼稚園の在園児を対象とした一時預かり以外の、一般型の一時的預かりの利用人数としております。利用状況といたしましては、27年度、幼稚園が39,897人となっております、※3としておりますが、この数は、私学助成の私立幼稚園による預かり保育の27年度年間延べ利用人数35,330人と、幼稚園型一時預かりの利用人数4,567人を合計した数となっております。また、保育所については、7,967人となっております。28年度につきましては、※4としておりますが、私学助成の私立幼稚園による預かり保育の数としては、現段階では未集計であるため、幼稚園型一時預かりの利用人数2,251人のみ記載しています。また保育所については、1,550人となっております。幼稚園での利用人数について、27年度においては、確保方策を上回っており、28年度についても上回ることが予想されますが、保育所での一般型の一時的預かりについては、27年度、確保方策を下回っており、28年度についても現在の数から算定すると、下回ることが予想されます。現状におきましては、概ね受け入れができておりますので、引き続き、保育所、認定こども園において一般型の一時的預かりを実施するとともに、保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園型の一時的預かりについても、実施してまいります。

次に、「10 時間外保育事業」についてでございます。利用状況といたしましては、確保方策よりも多くの利用実態がございますが、現状において、受け入れができておりますので、今後につきましても引き続き、保育所、認定こども園、小規模保育事業において、実施してまいります。

次に、「11 病児・病後児保育事業」についてでございます。利用状況といたしましては、27年度736人となっております、確保方策より少ない利用となっております。また28年度についても、

現段階で176人となっており、年間を通した利用人数を考えますと、同様に確保方策より少ない数での利用となることが予想されます。今後につきましては、本事業を利用しやすい環境を構築するとともに、会議でのご意見としてもございましたが、市の南部区域における新たな実施に向けても検討を進めてまいります。

最後に、「12 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」についてでございます。実施状況といたしましては、各年度5/1時点の登録児童数を記載しており、27年度は1,360人、28年度については1,411人で、27年度については概ね確保できているものの、28年度については確保を上回っている状態です。実施クラブによっては、待機が発生しているところもありますので、今後につきましても、利用ニーズに対応するため、小学校の教室の使用状況などを勘察し、受け入れ人数の拡大を図ってまいります。

各事業について、ご説明は以上です。27年度、28年度の状況からお示した、今後の方向性について、お諮りさせていただきます。議題2についての説明は以上です。

委員長：ありがとうございます。ただいま事務局から、門真市子ども・子育て支援事業計画における各事業の進捗状況について、説明がありました。この計画においては、年度ごとに具体的施策の進行状況について把握するとともに、子ども・子育て会議において、点検、評価を行うこととしていることから、今回、27年度1年間及び28年度6月までの実施状況や今後の方向性等を報告いただきました。特に資料4においては、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業各事業の確保方策と実施状況の具体的数値との比較及び今後の方向性について示されているかと思えます。ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

内藤委員：ふたつあるのですが、まず資料3の8ページ、まなび舎Kids、まなび舎Youth、サタスタ事業について、質問なのですがよろしいでしょうか。まなび舎Youthについては、学校教育課が行っていて、その他の事業については、生涯学習課が担当しているのですよね。サタスタとまなび舎Kidsについてはボランティアで参加させていただいたのですが、登録していても子どもが来ない、参加者ゼロということがあったり、去年もしくはおととしだったか、各小中学校のサタスタの担当者会議のようなものにも参加したのですが、どうも参加が少ない。小学校は比較的、親が行けと言えは行くので、参加するにはしますが、あまり勉強するという意識ではない。そもそも、カリキュラムというものがしっかりとできていないというのがありますので、それもどうなのかという思いでいました。中学校になるとさらに、私が行っていたところは、ずっと参加者ゼロということがありました。中学生にもなれば、親が行けと言ってもなかなか行かないですし、生涯学習課が学校の教室や図書室を借りてそのようなことを行うというのが、効果があるのかというのを、検証していただきたい。大学生が来ていても、子ども達はあまり質問もしないですし、大学生がスマホで遊んでいたというのを見ていると、現場の声と言いますか、実施している状態を見に行ってください、これでいいのかというのを検証していただけないかなと、常々思っております。今年度からは私も、子どもがいらないようなところに行っても仕方がないので、申し訳ないのですが、ボランティアは辞めさせていただきました。毎年、このような状態で続けていて意味があるのかと言いつけてきましたが、6年間全く改善されませんでした。学校教育課が放課後に行っている、まなび舎Youthについては、少なくとも私の知っている限りでは参加者も多く、良いのではないかと思います、そこを是非しっかり

と検証していただけないでしょうか。この場で言っても良いのかわかりませんが。

委員長：ここで一旦質問を切らせていただきます。まずは所轄と言いますか、担当課のことについて、内藤委員が少し関わっておられる事業の実態と、この報告の内容とはいかがなものかということで、その辺り、事務局からよろしく願いいたします。

事務局：内藤委員のご意見では、生涯学習課で行っているまなび舎Kids やサタスタについては参加者が少ないということですね。

内藤委員：多いところもあるんですよ。

事務局：多いところもあるんですね。場所によっては少ないということですね。

内藤委員：そうですね。特に中学校ですね。

事務局：中学校は少ないと。そんな中で、事業としてこれで本当に良いのか、何か改善しなければならないのではないか、というご意見ですね。

内藤委員：実際に見に行っていたのが一番良いと思うのですが。

事務局：この会議で出された意見につきましては、当然、担当課の方にもお伝えはさせていただきますので、そのあたりは、お伝えさせていただこうと思います。

内藤委員：是非ともよろしく願いいたします。そして、もうひとつなのですが、切れ目のない教育についてなんですが、この場で審議するのは、保育から中学校までですよ。ですが、高校に進学しても中途退学が多かったりしますので、高校に行って勉強することの意味、何のために勉強するのかというのを、もう少し小中学校の頃に学ぶべきだと思います。しっかりと自分のスキルをアップして、社会人として一人前になって、税金や国民年金をしっかりと払ってというような、社会人として自立するというのが、教育の最終目的だと思います。そのために、今、主権者教育なんかも活発に議論されていますが、高校になってからでは遅くて、小学校、中学校から、何のために自分たちが勉強するのかということを学んでほしい。是非、門真の議会に、小学校も中学校も見学に来ていただくとか、そのようなことも非常に良いのではないかと思います。何のために勉強をするのかということをしっかりとわかっていないと、高校に行っても途中で辞めてしまうんですよ。社会人としてしっかりと自立できないですし、子どもがそうなる親も大変です。中学校でグレても、いろんなことがあっても最終的にしっかりと職業を持って自立して税金を払えるようになれば、あのときはしんどかったな、で済みますが、それが今、できていないような気がします。中学校までの教育の中に、そういう部分をしっかりと入れ込んでいくということができませんでしょうか。

委員長：よろしいでしょうか。切れ目のない教育ということで、高校に結びつけた、内藤委員のご意見でしたが、事務局いかがでしょうか。

事務局：こども未来部は今、教育委員会の中にありますが、当然、小中学校も教育委員会が所管していますが、内藤委員がおっしゃるような、観点を持った教育はしていると思います。ですので、その辺りが、内藤委員から見ると、十分ではないのかなというご感想ということなんですよ。

内藤委員：結果、そうですね。

事務局：結果につながっていないのでは、ということですよ。

内藤委員：そうです。門真市の中学生がとりあえず高校に行きますよね。今は府内全部の高校に行けますが、高校生になって、きちんと高校を卒業して、専門学校に行くであるとか、大学に行くか行かないかは自由ですが、要するに、職業にしっかりとついて、社会人として自立するためには

やはり高校を卒業しなければなりませんよね。ところがたぶん、府内のいろんな高校に行くけれども、半分以上は辞めてしまっていると思います。結果としてそうなってしまっていると思います。門真市内に高校2つありますけれども、そこもかなり辞めてしまっているのではないのでしょうか。中途退学者を出さないような取組をしっかりとしなければ、教育の最終目的は社会人として一人前にすることなので、その辺りをいろいろな方法を考えて、充実させていかなければならないと思います。こういうことは循環していきますからね。そのような人の子どもは、やはり同じようになりやすから、どこかでその悪循環を断ち切らなければならないと思いますので、そういう観点を持って、教育を行っていくべきなのではないかなと思います。すいません、長くなりましたが。

委員長：内藤委員のご意見ということで、高校の実情と、中学校までの教育に少し齟齬があるのではないかとということで私は受け取ったのですが。

郵橋委員：少し良いですか。基本施策2のところに、就学前教育・保育共通カリキュラムの作成というのがありますよね。これは私も関わらせていただいて、今そこが進んでおります。今、内藤委員がおっしゃったようなことを前提に、カリキュラムをどう作っていかうかという議論がありまして、就学前の乳幼児期の教育カリキュラムということで、スタートしているのですが、学校教育から小学校の先生も会議に入らせていただいています。その中で、将来的に子どもがどう育つかというベースの中で、それこそ、「意欲」をどう育てるかということになった時に、自分で決めていくこととか、それをまずきちんと発言すること、今まで発言することは基本的に、何を言っているんだ、と頭から取り上げてもらえず、大人のいうことを聞け、というような形でした。学校教育も基本そうでした。極端な話、先生の言う事を聞いて、教科書のこの言葉を覚えろというように。今、文科省で行っていますが、平成30年に幼稚園教育要領が変わります。それに合わせて保育指針も変わります。また、少し後ですが、平成32年に小学校の学習指導要領も変わります。その方向性が、アクティブラーニングという言葉が聞かれたことがあるかと思いますが、自分で、学習する内容に積極的に関わっていくような指導方法を取っていかう、という形になっています。そして、それに合わせて、門真市の幼児教育振興カリキュラムが、やっとスタートしたばかりなんですね。当初は、結構短い期間だったのですが、委員さんの話の中で、そこを丁寧にやっていかないといけないだろうということで、2年くらい伸ばしていただいているんですね。その中で、ケンカしたときにごめんなさいで済ませてしまうような関わり方で、乳幼児や小学校も中学校も済ませてしまうのではなくて、やはり子ども達が自分で発言することであるとか、自分で考えて、自分のことをきちんと言った上で、相手の言っていることを聞いてどうしようと考えられる力、それが人間関係ですが、これが一番大きいだろうと思います。その次に、何を自分が勉強したいのか、という事をきちんと言って、それを認めてやってもらえる。そうなってくると、学習の方にも意欲が出てきますので、これを知りたい、という動きが出てくるだろうという話をしています。そしてたまたま、先ほど言いましたように、そこに学校教育の先生も来ていただいているので、学校教育も通して、門真の教育をどうしていかうかというのと、うまくリンクして、話が進んでいるところなので、心配されていることは事務局の方も考えて行っていると思いますので、もう少し先にその結果が出てくるのかなと思っています。

内藤委員：とりあえずそれは、結構先の話ですよ。この間、教育基本計画というものをお作りになりま

したよね、その時に、中学生が自らプレゼンテーションをしたんですよ。ご覧になりましたでしょうかね。そのプレゼンテーションを傍聴に行ったのですが素晴らしくて、その中で、10個の提言というものがありました。その中で印象深かったのが、就職や職業についてもっと知りたい、仕事をするという事についてもっと知りたい、学校の先生は何も教えてくれない、という話でした。自分がどういう職業に就いて、どういう人生を送りたいのかという事を、もっと自分で考えたいのに、小学校ではそれがほとんどないようですね。もちろん、今おっしゃったことは、種を蒔いている状態なので、そもそも今中学生が悩んで、苦しんで、結局、高校に行ったけどいまいと思うような勉強ができなくて、いやになって辞めてしまった。あとは想像できますよね。なかなか一度辞めてしまうと、定時制に行っても大変ですよ、私の弟が定時制に行ったんですけど、卒業させるのが本当に大変でした。そうすると、弟の長男もやはり学校を辞めて定時制に行きました。何とか卒業させましたが、本当に大変なんです。なぜ高校を簡単に辞めてしまうのか、ということなんです。なので中学校の頃から、この職業に就くにはやはり高校を出なければならないのだな、という意識を持つことが大切なんですよね。家庭の問題もいろいろあるんですけれどね。ただ、やはり自分の意思をしっかりと持つという事も非常に大事だと思いますので、職業というものに関して、もう少し、今の小学生、中学生に教えてあげてほしいなと思いますので、社会人としてどう生きていくのか、という教育を門真市で行っていただけたらなと思います。以上です。

郵橋委員：今言いましたアクティブラーニングとはそれなんです。自分達でやりたいことを、どんどん学校の中で実際に動かして話を聞いて、例えばこういう仕事だったら、そこへ行って話を聞いて、自分達でこういう仕事があるんだと学んでいく。今までだと、この仕事はこういうもの、という形で先生が全部教えていたのを、子ども達が自分達の課題として動いて学べるようにすることなんです。今ここで話が出たのは、私にとってはとても大事なことで、幼児教育振興カリキュラムの中の方向性として、今、幼稚園、保育所が小学校を目指してどうするかではなくて、その子が市民になった時に、門真市でどのようなポジションの大人になれるのかという所まで視野を広げた上でのやり取りを、学校教育の小学校を含めたカリキュラムと、乳幼児教育振興カリキュラムとをつないで行ってほしいという話を今しています。是非期待してほしいですし、是非その方向で事務局としても、これから頑張っていただけたらと私も思います。

委員長：事務局の方からいかがでしょう。

事務局：先ほど内藤委員がおっしゃいました、子どものプレゼン、その辺りも学校教育課が、教育振興基本計画を策定する段階で、そういった内容を入れながら策定したと思います。その計画の趣旨にも当然、子どもが自分の力で、夢を持って、その夢を実現できる力を身につけるというのが、趣旨としてあると思いますので、今はまだ不十分だというご意見ですが、その辺りの意識は持っていると思いますので、今回出された意見につきましても、学校教育課にはお伝えはさせていただこうと思います。当然、郵橋委員もおっしゃいましたように、そういった意識を持ちながら、今取り組んでいるところですので、よろしくをお願いします。

郵橋委員：それともう一点、ここの計画の、幼児期の教育・保育の提供の中で書かれていることが、基本的には公立についてなんです。確かに公立は、市の行政管理の中で一番動きやすいので、そうなると思うのですが、例えば私立幼稚園でついこの間まで、預かり保育を実施していることすら知られていなかったり、私の園でしたら、月に3回、臨床心理士が来て、子育て相談に

のっているであるとか、それは大阪府の補助金事業なんですけれども、園開放も当然してありますし、そのような色々な事業があることをわかったうえで、公立としてどうするのか、あるいは私立としてどのような協力ができるのか、という形で、幼児期の教育・保育の提供という辺りを広げて考えていただけたらありがたいかなと思います。市の広報の中に公立単独の園の活動が出ていますが、それをもう少し広げて、私立の幼稚園もこういう事をやっていますという内容を含めて、保護者が利用しやすい状況を提供していくという事が、行政の仕事かと思えますので、是非その辺りまで、検討の中に持ってきていただけたらありがたいかなと思います。

委員長：邨橋委員よろしいでしょうか。関連として、当事者としては、公立だけではなく、私立でも取り組まれている。それを情報提供という形で、事務局の方もご検討いただければという内容であったかと思えます。

久保田委員：情報提供の件についてなんですが、門真市の方で、すくすくかどまっ子ナビというものをつくっておられるので、是非ともそのようなところに掲載されたらいかがかなと思います。

邨橋委員：私の園の保護者で、それを知っている人が少ないんです。各家庭に配布される広報の中に園の取組について掲載して、詳しくはこちらという形で、利用しやすいように、単独で動くのではなく、それをつなげるようなことも含めてという意味で、お願いをしたんです。

事務局：いろいろな周知方法があると思えますので、その辺り工夫させていただいて、検討させていただきます。当然、先ほどのすくすくかどまっ子ナビもひとつですし、広報紙は何分紙面に限りがあり、多くの情報を掲載するのが難しい側面もございますので、検討させていただきます。

久保田委員：公立、私立、保育所、幼稚園と隔たりがなく、それらの情報がぎゅっと詰まったような、何か保護者の方に提供できるようなものがあれば良いのかなと感じています。

内藤委員：保健事業の情報がまとめられた、保存版みたいなものが4月に出るんですね、予防接種やパパ・ママ教室などの情報が入ったものが。そういうものは、保護者の方は1年間保存しておられるので、そこへかわいい絵なんかと一緒に入れたらどうかなと思います。広報は、小さい字で読みづらく、書いてあることにも気づきづらいので、そのような、保存版のようなものが良いのではないかなと思います。

久保田委員：以前、出ていたことがあったと思うのですが。

事務局：毎年作り変えてはいるのですが、子育て支援マップという冊子を作っておりまして、その中で、詳しい情報まで掲載されていないところもありますが、一通り私立も含めて、どのような事業をしているか、どのような園があるかの一覧を掲載してお配りしている冊子があります。それを、こんにちは赤ちゃん訪問事業で、生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭に訪問するんですけれども、その時にお配りして、広報という形ではないですが、子育て家庭に届くようにはお配りする取り組みをすでに行っていますので、十分ではないかもしれませんが、一定、周知はさせていただいている状況ではございます。

内藤委員：すいません、よろしいでしょうか。お金がかかるかとは思いますが、広報のような全戸配布するものに、例えばそういう冊子を入れて、詳しいことは各園にお問い合わせくださいというのもあれば良いし、全戸配布がなぜ良いかと言いますと、私なんかは祖父母なので、それ見て、このような取組があるのか、と気づくこともありますし、やはり子どもや孫のことでいろいろあったりであるとか、ボランティアをしたいなと考えている方が、始めるきっかけにもなると思えますので、全戸配布は大切だと思います。

西委員：広報の周知も大事だとは思いますが、一保護者の立場として、私の場合は、すくすくかどまっ子ナビを拝見しておりまして、情報収集しようと思ったんですが、なかなか各保育園、幼稚園のホームページにつながらなかつたりして、いまいち情報収集がしにくかったという記憶があります。今の若い世代のお母さんたちはやはり、スマホなどで検索される方が多いと思いますので、広報も大切かとは思いますが、すくすくかどまっ子ナビの集約も大事かと思しますので、ひとつの意見として、よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。周知の方法についての提案であったかと思しますので、事務局の方でご検討いただいて、取り入れるべきものは積極的に取り入れていただいたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

郵橋委員：もう一つ、今幼稚園の方は、公立と私立の合同の研修会を行っておりまして、年に1回保護者向けの講演会を行ったり、特に園長先生たちは、認定こども園に向かって色々な施設を見学に行ったりしています。これは、公私の幼稚園です。ここに保育園が入っていただいて、幼児教育に関係するところが一堂に集まって、みんなで情報交換、交流をしながら、門真の中でどうしていくかを考えて、先ほど言った、振興カリキュラムの中に反映されるような場ができれば良いなと考えております。なかなか、学校教育も含めてとなってくると、行政の縦割りの部分がありますので、部長に、そのあたりのことを検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。事務局、まとめて何かございますでしょうか。

事務局：今、郵橋委員がおっしゃられた研修につきましては、今ちょうどそのような気運が高まっておりますので、その中でまた話ができればと考えております。周知等の関係につきましては、こども未来部の中でも所管がそれぞれ分かれておりまして、周知が行き届いていない部分もあるかとは思いますが、その辺りは、今日いただいたご意見を踏まえながら、改善できることはすぐに取りかかっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。でしたら、各委員の皆様、そういう形の事務局からの回答ということで、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。他、いかがでしょうか。

久保田委員：資料4の7ページの、病児・病後児保育事業についてなんですが、特に病児保育についてです。量の見込みや確保方策よりも利用状況が少なくなっているのですが、実際には、感染症が流行する時期に、預けたいのに予約が取れなかったという保護者の声を多く聞きます。なので、預かってほしい時に、預けられずにいる方もいるということで、実際の人数はもっと多いのではないかと思います。体調を崩している子どもにとっては、保護者の手厚い看護が一番だとは思いますが、最近では、来られている保護者も核家族化であったり、正規職員でなかなか休みにくいという話もよく聞きます。この人数だけ見れば、足りているように見えますが、いざという時に預かってもらえない状況があります。今は松下先生のところだけだと思うのですが、今後、病児保育をその他のところにも広げていく案はあるのでしょうか。

委員長：事務局、よろしく願いいたします。

事務局：今、具体的な案はございませんが、当然この会議でも、複数個所必要だという意見もいただいておりますので、病児、また病後児について、拡充に向けて進めていきたいと考えております。ただ今後、具体的にどこにというのは決まっていないのが現状でございます。

委員長：久保田委員いかがでしょうか。今後の必要性については、私もよくわかりますので、事務局も

前向きに検討していただければと思います。

久保田委員：病後児なら社会福祉法人などでも取り組めるのですが、やはり病児になりますと、医療関係のお医者様との連携も必要になってきますので、その辺りをどんどん、お母さんたちが働きやすくなるように、進めていっていただければと思います。よろしく願いいたします。

郵橋委員：それと、そこに関わる保育士をきちんと確保できれば、協力はしたいと思うのですが、保育士がなかなか確保できないところに対して、どのようにフォローしていただけるかということも、検討いただけたらと思います。

委員長：以上、病児・病後児について、久保田委員、郵橋委員からの現状やご意見でした。また、検討をよろしく願いいたします。

内藤委員：こういうことを言ってもよいのか、とは思いますが、今はとにかく預けて、働かなくてはならない、というような風潮を感じます。家で子育てをしてもいいなと考える人が、預けて働けるなら預けようかなと考える風潮があるのかなと思います。確かに、家で子育てするのは本当に大変なんですよ。やはり預けて働いた方が、楽な部分があります。実際、下の子が小学校に入るまでは家でいましたので、結構煮詰まってしまいました。けれどそこで働くとなると、預けるのも大変ですし、病気をしたら大変ですし、そうであれば、小学校に行くまで、家で子育てしてもいいかなと思えるような施策を充実させるという方向性もあるのではないかと、日頃疑問に思っています。その辺りは先生、いかがなんでしょうか。預けて働け、というような国策のような気がしていて、家で、幼稚園に入るまでは子育てして、でも一人でしていると本当に大変なので、そこを支援するというような施策の方向性を、もう少し検討しても良いのではないかと思います。大変ですよ、0歳の子どもを預けて働くのは。そうしなければならぬ人もいますが、そこまでして、働かなくてもよいのにと思うこともあります。働いても、全部保育料になったりするじゃないですか、そういうことを考えると、おかしいと思うことがあります。すいません。いらないことを言っているようなんですが。

委員長：事業計画という形で子ども・子育て会議で、いわゆるベースというものを検討されて、内藤委員がおっしゃるのは、ひとつの生き方とか、就労とか、保育感とか、もう少し原点的なところに立ち返るような、おっしゃることはよくわかるのですが、今この議題でお話を出されたとしてもどうかという話になってしまいますので、そのような捉え方、考え方というのが、ひとつの内藤委員の意見ということで今おっしゃっていただいたということで、私は受け取りました。それぞれ各委員のご意見はあるかとは思いますが、私としては、そう感じさせていただきました。

内藤委員：少し、立ち止まっても良いのではないかという思いが常々あったので。すいません。言わせていただきました。

委員長：では、須河内委員からもいかがでしょうか。

副委員長：委員長が軌道修正をされたので、逆にこっちはぶれる方向で話をさせていただきます。お聞きしていると、とても大切な視点だと思いました。これまで、郵橋委員や東口委員がこの子ども・子育て会議を行っていく上で大切にしてほしいとおっしゃられ続けていることは、教育の質を担保してほしいと、そこは落とさないでほしい、ということでした。つまり、ただ預けやすいだけの施策ではなく、やはり子どもたちがどのように育っていくのか、門真市はどんな子どもたちを育てていくのかということをきちんと考えた上での、施策をつくってほしいということ

をずっとおっしゃっていて、そういう方向で、議論も続いてきていると思います。そういう話と、今の内藤委員の、ただ預けるだけでよいのかという話は、結局根っここのところは同じ話なのだと思います。議論そのものはやはり絞っていかなくてはならないので、内藤委員のご指摘されたことに踏み込んでいくことは難しいのですが、大事な視点ですので、子ども達の教育をどうしていくのかということ、ずっと中心に考えていきながら、できることを少しずつ増やしていくというその姿勢しかないと思います。ついでに少し言わせていただくと、私が言うよりも、小学校の校長先生がいらしているので、私より現実をよく御存じかと思いますが、小学校、中学校、高校が抱えている現状には、やはり厳しいものがあって、たしかに学ぶことの意味を子どもたちが理解できていないというのは、大問題で、大学においても、これは大問題です。大学でも今、中退者が増えて大きな問題になっています。経済的な問題が一番なんですが、いろいろ話をしていると、やはり、よく自分の将来を考えると、ただ流れに乗って大学に入った。ところが、入ってみて勉強していくと、どうも自分の関心のあるものではないと気が付く。すると、学校の学びに意味があるとは思えない、ということになり、バイトの方が大事になったりであるとか、そういう形で中退されていく方が多かったです。ですので、同じ問題は高校だけではなく大学でも抱えております。それどころか、実は社会人、会社でも同じ問題が起きています。今、3年間は新卒扱いをしてくれという話が出てきています。つまり、新卒から働き出して、3年間もたない、1、2年で辞める子達が多くなって、離職をして、転職をして、という方が増えているので、その辺は大目に見てやってくださいということなんです。これは学ぶ意味を理解していない問題と同じことで、自分がどうやって生きていくかということを考えることなしに、流れに乗ってずっとやってきたら、こうなってしまう、行き詰ってしまって初めて、何も考えてこなかった自分が浮かび上がってきて、というような、非常に不幸な状態なのではないかと思います。こうした現状から考えると、どこかで、学ぶことの意味を考えることはとても大事なことで、これは絶対にどこかでやらなければならないのですが、では、今の小学校、中学校、高校でできるか、というと、学習指導要領の中身を見てみると、本当にいっぱい状態、先生たちに余裕があるかと言えば、全くない状態です。さまざまな雑務なんかもあって、授業研究をする時間を取ることもさへ難しいという現状にあるわけです。そういう中で、教育方法を変えて、なおかつ、学ぶことの意味を子ども達がひとり一人考えられる授業を作れと言ってもなかなか難しいのが、実は現状なのではないかと思います。我々はそういう状況の中で、教育を考えなければならないのだということも、一方で考えておかなければならないと思います。どこかで、こうした現状を打破しなくてはならないのですが、どこかでやってくださいという話はなかなか難しくなっていると思います。かなりややこしい状態なので、大きなブレイクスルーが必要になってくると思います。そのためにどんなことをやっていくのか、計画的に考えていくということが、やはり大切になってくると思います。それで、新しい展開をもたらすことができるとすれば、それは人と人とのつながりなんだと思います。つまり、今までつながってこなかった人たちがつながっていくことで、新しいものが生み出されていく可能性はあります。けれど、今付き合っている人としか付き合わないという生活をしている限りでは、絶対に現状は変わりません。その意味では、この会議でもいろんな人が集まっていろんな議論が交わされていく中で、少しずつ変わっていくのではないかと思います。それを考えると、郵橋先生がおっしゃっていた情報の提供の仕方も、大事にな

ってきます。今は完全に、情報の流れ方が変わってきて、きちんとした形を作って、印刷して、配ってという形ではなかなか届かなくなっています。その代り、中高生たちがどのように情報を手に入れているのかというと、インターネットで、文字ではなく写真を見ながら直感的に情報を取り、そして訳も分からずその情報にのっかっていくという形です。それが良いか悪いかは別ですが、明らかに情報の取り方が変わっています。インターネットと何かをつないで、という方法を取らなければ、なかなかいろんな人に情報が行き渡っていかないということなんです。企業が考えることは、おもしろいCMを流すであるとか、おもしろい広告を出すということよりも、これをすれば、インターネット上でSNS等を通して広めてもらえるかな、ということを考えながら、広告を作るんです。ターゲットを絞って、こういう人に買ってほしいから、こういう人に向けてこういうCMを作りました、というよりは、インパクトのあるものをドンと出して、それを受け取った人たちが、何か面白いものがあると思い、自分の知っている人に広めていくことで、全然違う媒体で情報が広まって、共有されていくという事が起こっています。すると、情報の発信者としては、どのように情報を発信するかということ、色々工夫しなければなりません。我々大学もそこで苦勞してしまして、たとえばオープンキャンパスをします、大学の宣伝をします、と言っても、全く振り向いてもらえないんですね。ではどうするかというと、情報の発信の仕方を変えましょうという話になりました。単純に印刷物を作るよりは、フェイスブックなどのSNSを使って、どうすれば情報がまわり始めるかと、考え始めています。まわった情報は直感的なものなので、直感的なものを見て面白いと思った人が、情報の発信源に帰ってきて、詳しい情報が大学のホームページに行けば取れるであるとか、いろんな仕掛けがしてあって、興味をもってくれる段階、情報が伝搬する段階、そして興味を持った人が帰ってきている段階、このように分けて考えて、立体的に情報を発信していく、ということをし始めています。その辺のことも、この会議においても考えても良いのかなと思います。広報紙に掲載すればそれでよいというのではなく、どうすれば市民の皆様が、有益な情報を得られるのか、そのためにはどんな方法が必要なのかということを考えてやっていく必要があると思います。そうすると、どこかの部署が片手間で行う仕事ではなくなってきているということでもあります。新しくそのような部署を立ち上げなくてはならない時代になってきているのかなと思います。しかし、なかなかそんな余裕もないというのが、現状だと思えます。そして最後にもっと厄介な現状をご紹介しますと、教育基本法の第1条には、日本の教育の目的が書いてありまして、そこには何が書いてあるのかと言いますと、1人ひとりの人格を育てましょう、その人がその人らしく生きていくために教育が必要であるということが書かれていて、そこで自分らしく育った人たちは、民主主義を守るために、その民主主義社会を維持、形成していくための人となれるようにしましょう。ひいては、世界平和に貢献できるような人、そんな人を育てるために教育を行いましょうということが書かれています。これは、ずいぶんと昔に書かれたもので、歴史もあり、しっかりとしたものと思うのですが、実際の教育にはあまり考慮されていません。その代り、最近出てきた話で、就学前教育に投資すると、これだけお金が儲かるという話が出てきています。その話にはみんな飛び乗っていきます。経済的な効果があるなら、就学前教育をやろうじゃないかという話になってきます。安倍総理も一億総活躍社会とおっしゃっていて、中身はよくわかりませんが、やはり経済的な側面にのみスポットが当たっているとしか思えません。お金の話だと、皆飛びつくのですが、1人ひとり

の人格を育てましようであるとか、その結果として、こんな社会を作っていましようという、そもそも大事にしていたもので、これまでみんなで作ってきたことに対しては、誰も見向きもしなくなってきたというのが、悲しいかな我々の現状です。これを崩していくというのは、ものすごく大変なことです。けれど、それこそ内藤委員のような方の小さな声が積み重なっていくことでしか、崩れていかない問題だと思います。一足飛びにはいきませんが、ずっと言い続けていく、そして、言い続けている人たちが、どこかで交わっていくことを続けながら、なんとかやっていくしかないと思います。すいません、また混乱させる話になってしまいましたけれど、皆さんの議論を拝聴しながら感じたことをお話しさせていただきました。以上です。

委員長：今も、示唆に富むような話がたくさんありましたけれど、ベースとしては、中身がどうなのかというところが主題になってきますので、今の須河内委員の話の中の、情報の提供の仕方でもまさに、検討していかなければならないというお話がたくさんあったと思いますので、今後事務局の方でも、そういう捉え方、考え方をさせていただけるのではないかと思います。そういうことで、今のご意見についてはご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。では、他にいかがでしょうか。他に意見がないようですので、次の議題に移らせていただきます。それでは、議題3の答申書（案）について、事務局より説明をよろしく願いいたします。

事務局：それでは、議題3についてご説明させていただきます。資料5をご確認ください。この答申書（案）には、今までにご説明した、前回の部会及び今回の会議にてご審議いただいた内容を3点記載しております。1点目については、保育定員の確保方策について、既存施設及び既存事業者の新規施設により拡充を進めているものの、将来的に不足が生じる見込みであることから、今後は、特に、待機の多い0歳から2歳までの低年齢児中心の定員確保に向け、新規事業者の募集を含めた保育定員の拡充を検討し、早期の待機児童解消に努められたい、としております。また2点目については、家庭的保育事業等の基準改正について、事務局案を妥当とする内容としております。3点目としましては、先ほどご審議いただいた、計画の進捗状況についてでございます。今後についても、計画の適切な進行管理を行うとともに、ニーズや利用実態に即した着実な施策展開により、子ども・子育て支援の充実に努められたい、としております。議題3の説明は以上になります。

委員長：ありがとうございました。ただいま事務局より、答申書（案）についての説明がありました。先ほど「議題1」及び「議題2」において皆様方に議論していただきました内容を受けての答申内容となっているかと思えます。この答申書（案）について、何かご意見やご質問はございますか。

柳橋委員：よろしいでしょうか。先ほどもお願いしたことなのですが、質の低下を招かないようにと、条例改正についてお話ししたのと同じように、新規事業者の募集という観点でもやはり、保育の質というものが、門真市の場合、特に重要なので、その一言が必要ではないかと思えます。また検討していただければと思います。

委員長：2についてでしょうか。

柳橋委員：いえ、1のところですか。2については、保育の質の低下につながらない範囲の活用となるよう、と書いてあります。これを言うのであれば、1の方にもあった方が良いのではないかと思います。どういう方でも良いのでとりあえずやってくれ、という形ではなくて、そこは、きちん

と子どものことを考えてくれる方に入っていたきたいなと思います。

委員長：ありがとうございます。

事務局：今のご意見を踏まえまして、保育の質の低下を招かないという内容を入れさせていただくということで、答申書についてのやり取りにつきましては、委員長に一任いただければ、事務局として大変ありがたいのですが、よろしいでしょうか。

郵橋委員：では、お任せいたします。

委員長：事務局とやり取りさせていただいてということで、よろしいでしょうか。

郵橋委員：はい、よろしく願いいたします。

委員長：では他に、ご意見等ございますでしょうか。

山根委員：今回の大きな改正で、幼稚園と保育所との関係、そして先ほど少しお話がありましたが、一緒に検討できない、色々な情勢がある、このことを、早急に解決していかないといけないのではないかと強く感じました。またこの2つ目にありますが、指導監督について、もう少し責任を持って、進めていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

委員長：ありがとうございました。でしたら同様に、こちらと事務局側とで考えてということでよろしいでしょうか。

山根委員：結構です。

委員長：貴重なご意見ありがとうございました。では他にいかがでしょうか。他にないようですので、最後に議題4その他といたしまして、事務局から何か説明がございましたら、よろしくお願いいたします。

事務局：その他といたしまして、事務局より今後の予定についてお知らせさせていただきます。この全体会議につきましては、年度末に今年度の答申をいただくため開催を予定しておりますが、部会につきましては、その間に複数回開催させていただく可能性がございます。また日程等につきましては、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。その他といたしましては以上でございます。

委員長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見やご質問はございますか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「平成28年度 第1回 門真市子ども・子育て会議」を終了いたします。本日も活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。